

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

道企業管理規程

○北海道企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1

道人事委員会規則

○北海道職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 2

○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 5 月31日

北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

北海道企業管理規程第 4 号

北海道企業局競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する規程

北海道企業局競争入札参加者審査委員会規程（平成22年北海道企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「発電課長、」の次に「発電課参事、」を加える。

附 則

この規程は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1236

北海道職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特種勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－27）の一部を

次のように改正する。

第10条第 1 項中「、紋別病院」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1237

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－267）の一部を次のように改正する。

別表第 1 アの表本庁の項中「会計管理者」を「「会計管理者
総務業務長」」に改め、「職員事務センター

長」及び「会計事務センター長」を削り、同表総合振興局及び振興局の項中「部長」を

「部長
参事」に改め、「施設保全室長（人事委員会
の定めるものに限る。）」を削り、

課長（森林室に置かれる課の長に限る。）	4 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、6 種）
課長（保健環境部に置かれる課の長で人事委員会の定めるものに限る。） 主幹（保健環境部に置かれる主幹で人事委員会の定めるものに限る。） 主幹（建設管理部に置かれるものに限る。）	5 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、4 種）

を

課長（保健環境部に置かれる課の長で人事委員会の定めるものに限る。）	4 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、5 種）
課長（森林室に置かれる課の長に限る。）	4 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、6 種）
主幹（保健環境部又は建設管理部に置かれるものに限る。）	5 種（人事委員会が別に定める場合にあつては、4 種）

に、「建設管理部出張所

次長」を「建設管理部出張所次長
建設管理部出張所室長」に、「技術主幹」を「森林室技術主幹」に改め、同表開

拓記念館の項中「

副館長	1 種
-----	-----

」を

「

副館長	1 種
学芸副館長	2 種

」に改め、同表衛生研究所

の項中「

総務課長 企画情報室長	5 種
----------------	-----

」を

「

主幹	4 種
----	-----

」に改め、同表計量検定所

の項中「

総務課長 主任技師	「課長 主任技師」 支所長
--------------	---------------------

」に改め、同表漁業研修所の項中「研修課長」を「課長」

に改める。

別表第 1 イの表教育局の項中「主幹」を削り、同表生涯学習推進センターの項を削り、同

表図書館の項中「

部長	4 種（人事委員会が別に定め る場合にあっては、3 種）
----	---------------------------------

」を

「

部長	3 種
室長	4 種

」に改める。

別表第 1 クの表労働委員会事務局の項中「参事」を「参事
担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14－61

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項本庁の事項中「局室長 局センター長」を「局室長」に、「出納局センター長」を「総務業務長」に改め、同項総合振興局の事項中「医療参事」を「医療参事 保健環境部参事」に、「保健福祉企画課長」を「保健福祉企画課長 子ども・健康推進課長 生活衛生課長（人事委員会が定めるものに限る。）」に、「企画総務課長」を「企画総務課長 健康推進課長（人事委員会が定めるものに限る。）」に、「及び管理課長」を「並びに管理課長、森林整備課長及び管理課主幹」に、「及び課税課長」を「課長及び納税課主幹」に、「及び事業所長」を「及び事業所長 建設管理部出張所の次長及び施設保全室長（人事委員会が定めるものに限る。）」に、「空港管理事務所長」を「空港管理事務所の所長及び次長」に改め、同項振興局の事項中「医療参事」を「医療参事 保健環境部参事」に、「及び道民の森課長」を「、道民の森課長、森林整備課長及び管理課主幹」に改め、「建設管理部の出張所長」の次に「及び次長」を加え、同項道税事務所の事項中「課長」を「課長 担当課長」に改め、同項開拓記念館の事項中「副館長」を「副館長 学芸副館長」に改め、同項衛生研究所の事項中「総務課長」を「主幹」に改め、同項衛生学院の事項中「課長」を「課長 参事」に改め、同項計量検定所の事項中「総務課長」を「課長 支所長」に改め、同表教育庁の項本庁の事項中「又は人事服務」を「、人事服務又は組織機構」に、「又は組織機構に関する」を「に係る」に改め、同項教育局の事項中「室長 主幹」を「室長」に改め、同項図書館の事項中「業務部長」を「部長 室長」に改め、同項生涯学習推進センターの事項中「管理部長 総務課長」を「主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則16－19

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－1）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項に次の 1 項を加える。

14 N P O 法人住んでみたい北海道推進会議

附 則

この規則は、平成23年 6 月 1 日から施行する。